

令和4年鞍手町議会第7回定例会会議録（第4号）						
令和4年12月20日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和4年12月20日 午後 1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和4年12月20日 午後 1時15分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	会議録署名 議員	12	的 野 信 之	13	須 山 由 紀 生	

職 務	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	広 瀬 真 一	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	田 中 靖 治	出 欠
	総務課長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建設課長	西 生 卓 矢	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	柴 田 隆 臣	出 欠
	税務住民 課 長	石 田 克	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	神 谷 徹	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	森 永 健 一	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和4年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月20日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第60号 鞍手町手話言語条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第66号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第67号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第61号 鞍手町課室設置条例の全部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第62号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第63号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第64号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第65号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算(第6号) (総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第68号 令和4年度 鞍手町水道事業会計補正予算(第2号) (総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第69号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の
課税免除の額の変更 (総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の
課税免除 (総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第71号 庁舎等建設事業 鞍手町新庁舎等建設工事請負契約の締結
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 閉会中の継続事件

令和4年12月20日（第4日）

開議 午後 1時00分

○議長（星 正彦君）

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 議案第60号から日程第3 議案第67号までの3件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。

○民生産業委員長（須山 由紀生君）

議長。

○議長（星 正彦君）

須山民生産業委員長。

○民生産業委員長（須山 由紀生君）

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第60号 鞍手町手話言語条例

議案第66号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号

議案第67号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号

本委員会は、12月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第60号について質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第66号について質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第67号について質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第60号について討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第66号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第67号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第60号 鞍手町手話言語条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第4 議案第61号から日程第12 議案第71号までの9件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

○総務文教委員長(篠原 哲哉君)

議長。

○議長(星 正彦君)

篠原総務文教委員長。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第61号 鞍手町課室設置条例の全部を改正する条例

議案第62号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例

議案第63号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第64号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

議案第65号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第6号

議案第68号 令和4年度鞍手町水道事業会計補正予算第2号

議案第69号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除の額の変更

議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除

本委員会は、12月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第71号 庁舎等建設事業 鞍手町新庁舎等建設工事請負契約の締結

本委員会は、12月14日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第61号について質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号について質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第63号について質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第64号について質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第65号について質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第68号について質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第69号について質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第70号について質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第71号について質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第61号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第62号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第63号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第64号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第65号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第68号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第69号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第70号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第71号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第61号 鞍手町課室設置条例の全部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 令和4年度鞍手町水道事業会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除の額の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号 庁舎等建設事業 鞍手町新庁舎等建設工事請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第71号は、委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。

日程第13 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、タブレット端末機に送付しているとおりに、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これをもって、令和4年第7回定例会を閉会します。

閉会 午後 1時15分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正彦

議員 的野信之

議員 須山由紀生